

会議録

会議の名称	令和 8 年度 第 2 回飯塚市農業振興地域整備促進協議会
開催日時	令和 8 年 10 月 7 日(水) 11 時 15 分～11 時 50 分
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール
出席委員	谷口委員、吉原委員、田代委員、新開委員、肘井委員、畠中委員、白石委員、宮崎委員、高松委員、松井委員、嶋田委員、城石幸代委員、伏原委員、道祖委員 計 14 名
欠席委員	奥野委員、葛原委員、城石郁代委員、坂平委員 計 4 名
事務局職員	古江農林振興課長、神原農地政策係長、中島 計 3 名
会議内容	1. 農地利用計画の変更について (1) 花瀬 226 番地 4 建売住宅建設のための除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。 委員：(意見・質問なし) 議長：意見もないようですので、本件については、承認することよろしいでしょうか。 委員：(多数)異議なし。 議長：本件については、承認することで決定いたします。 (2) 安恒 52 番地 1、91 番地 1 共同住宅および駐車場の建設による除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。 委員：(意見・質問なし) 議長：意見もないようですので、本件については、承認することよろしいでしょうか。 委員：(多数)異議なし。 議長：本件については、承認することで決定いたします。 (3) 棕本 59 番地 2 建売住宅建設のための除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。

	委員：(意見・質問なし) 議長：意見もないようですので、本件については、承認することよろしいでしょうか。 委員：(多数)異議なし。 議長：本件については、承認することで決定いたします。 (4) 太郎丸 848 番地 5 建売住宅建設のための除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。 A 委員：土地の一部がすでに駐車場敷きになっていますが、転用に支障はないのですか。 事務局：すでに農業委員会も把握済みで、顛末書の提出なども済んでおり、問題ないと報告を受けております。 議長：他にご質問、ご意見はございませんか。 委員：(意見・質問なし) 議長：意見もないようですので、本件については、承認することよろしいでしょうか。 委員：(多数)異議なし。 議長：本件については、承認することで決定いたします。 (5) 桑曲 797 番地 1 桜の樹木のための除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。 B 委員：対象の農用地の周りにも青地がありますが、今回「桑曲 797-1」のみの除外となった理由は、周りの農用地も含めると 3,000 m²を超え、県開発となるからですか。周りの青地農用地も山林化している現状ですので、除外してもよかったのでは。 事務局：申出における農振農用地の除外は、あくまでも具体的な転用計画をもって行う。今回は申出者の桜の植樹を希望する範囲が「桑曲 797-1」のみであったため、周りの農用地の除外の対象にあたらない。 しかしながら、周りの農用地も山林化しているという点については、今年度からの「農業振興地域整備計画策定事業」における市の見直しにおいて、このように山林化している農用地も除外することを検討している。
--	---

	議長：他にご質問、ご意見はございませんか。 委員：(意見・質問なし) 議長：意見もないようですので、本件については、承認することによってよろしいでしょうか。 委員：(多数)異議なし。 議長：本件については、承認することで決定いたします。 (6) 綱分 572 番地 1・3・4、綱分 573 番地 1・3・4 特定建築条件付売買予定地の除外申出について 事務局：～除外申出書に基づき説明～ 必要書類の一部が提出されなかった経緯を説明し、「保留」しての審議を諮る。 議長：説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見はございませんか。 C 委員：事務局が求める書類が期限までに提出できないのであれば、「保留」として協議会に諮ることもしなくてよかったのでは。 事務局：通常であれば協議会には諮らず、次回以降の協議会にて再度提出してもらうが、今回は事業者との協議の中で提出の見込があったことや、今回の協議会を最後に農振の受付が 2 年間停止することを考慮し、協議に諮ることを前提に協議会資料を作成し、直前まで資料の提出を待っていた。事前に配布した協議会資料にも本件について記載をしていますので、このような形で審議に諮った次第です。 議長：事務局も話したように事業計画図の断面図の提出がない現状では、除外の判断ができない。また、必要書類の一部がなく、除外 6 要件の確認ができないまま承認を行うと、今後同様の案件が出た際に今回を前例とし、不足書類があっても除外を進める声があがる可能性がある。そのため、本件につきましては承認しないということによってよろしいでしょうか。 また、事務局は「保留」として諮っておりますが、今回は必要書類の一部が足りないということでもありますので、「却下」とし、不足の書類だけでなく一から申出を行わせるということにしたいと思います。みなさまいかがでしょうか。 委員：(多数)異議なし 議長：また、今回は先ほどのような経緯があり、受付期間終了後も追加の書類の提出を待っていたということだが、今後については、受付期間までに書類一式が揃わなければ、協議会にも諮らないということにしたいと思います。みなさまいかがですか。 委員：異議なし。
--	---

	議長：他にご質問、ご意見はございませんか。 委員：（意見・質問なし） 議長：本件については、承認することで決定いたします。 議長：以上で、本日の議題がすべて終了しました。皆様のご協力によりまして、協議が速やかに終了いたしましたことを、厚くお礼申し上げます。事務局に進行をお返しします。どうもありがとうございました。 2. 事務局からのお知らせ ・「飯塚市農業振興地域整備計画の見直し」における整備計画変更申出の受付停止期間（2 年間）のため、例年とは異なり、今年度の協議会は今回で終了。 ・「飯塚市農業振興地域整備計画の見直し」において見直し対象となる農用地の審議のため、来年度協議会を開催予定。 事務局：令和 8 年度第 2 回飯塚市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。本日はご出席いただきまして、ありがとうございました。
会議資料	
公開・非公開 の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 （傍聴者 0 人）
その他	